

ケアプランニングセンター マザーズガーデン（居宅介護支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人マーナーオークガーデンズが開設するケアプランニングセンター マザーズガーデン（以下、「マザーズガーデン事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 ケアプランニングセンター マザーズガーデン
- 2 所在地 柏市布施1113番2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 介護支援専門員 常勤で1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 2 管理者 常勤で1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。（年中無休）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
（緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。）
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。又、被保険者の要介護認定等の申請に係わる協力については、費用は発生しないものとする。

- 一. 要介護認定に係る申請代行
- 二. 居宅サービス計画の作成
- 2 利用者からの相談、及びサービス担当者会議については、マザーズガーデン事業所相談室にて行うこととする。
- 3 指定居宅介護支援を提供するにあたり「包括的自立支援プログラム」方式および「居宅サービス計画ガイドライン」方式による課題分析票を使用する。
- 4 指定居宅介護支援を提供するにあたり月1回の居宅への訪問を行うものとする。
- 5 指定居宅介護支援を提供するにあたり、担当する介護支援専門員はサービス担当者会議を開催する毎に、事前に一度以上の居宅訪問を行うこととする。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、実走1km毎に50円の交通費を徴収する。
- 7 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同

意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施地域は、柏市、我孫子市の区域とする。

（相談・苦情対応）

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅介護支援に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（事故発生時の対応）

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、管理者に報告しなければならない。また、管理者及び事業所は、必要な措置を講ずるとともに賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二. 継続研修 年4回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

附 則

1. この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成17年 6月 1日改定し同日より施行する。
3. この規程は、平成17年 9月 1日改定し同日より施行する。
4. この規程は、平成17年12月16日改定し同日より施行する。
5. この規程は、平成18年 3月 1日改定し同日より施行する。
6. この規程は、平成18年 3月16日改定し同日より施行する。
7. この規程は、平成19年 2月 1日改定し同日より施行する。
8. この規程は、平成19年 4月 1日改定し同日より施行する。
9. この規程は、平成19年 5月 1日改定し同日より施行する。
10. この規程は、平成20年 5月 1日改定し同日より施行する。

- 1 1. この規程は、平成20年 6月 1日改定し同日より施行する。
- 1 2. この規程は、平成21年 1月16日改定し同日より施行する。
- 1 3. この規程は、平成26年 4月 1日改定し同日より施行する。
- 1 4. この規程は、平成28年 5月 1日改定し同日より施行する。
- 1 5. この規程は、令和 5年 1月16日改定し同日より施行する。



社会福祉法人マーナーオークガーデンズ
ケアプランニングセンター マザーズガーデン